

環水大土発第110706003号
平成23年7月8日

都道府県・政令市土壤環境保全担当部長 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長

汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について

汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令（平成23年環境省令第14号。以下「改正省令」という。）は、平成23年7月8日に公布及び施行された。

貴職におかれては、この改正の円滑かつ適正な運用について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いするとともに、貴管内市町村にも必要に応じ周知方お願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）については、平成22年4月1日から施行されているところである。

今般、法の施行状況を鑑み、法の円滑かつ適切な施行の観点から、汚染土壤の処理に関する基準について必要な改正を行うこととしたものである。

第2 改正の内容

1. 分別等処理施設における第二溶出量基準に適合しない汚染土壤と当該汚染土壤以外の土壤との混合禁止の例外（改正省令による改正後の汚染土壤処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「省令」という。）第5条第8号関係）

分別等処理施設における第二溶出量基準に適合しない汚染土壤と当該汚染土壤以外の土壤との混合禁止の例外として、再処理汚染土壤処理施設がセメント製造施設に限定される場合を定めたこと。

2. 大気有害物質の測定項目の負担軽減（省令第5条第16号関係）

大気有害物質のうちダイオキシン類の測定義務については、汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限定されることを定めたこと。

3. その他所要の改正を行うこと。

第3 関係通知の改正

上記改正内容等を踏まえ、環境省水・大気環境局土壌環境課長通知「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成22年2月26日付け環水大土発第100226001号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成23年7月8日から適用する。

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p style="text-align: center;">汚染土壌処理業の許可及び 汚染土壌の処理に関する基準について</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">汚染土壌処理業の許可及び 汚染土壌の処理に関する基準について</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>第 1 汚染土壌処理業の許可</p> <p>1. 汚染土壌処理業の許可の申請の手続 (略)</p> <p>2. 汚染土壌処理業の許可の付与 (1)～(5) (略) (6) 許可証</p> <p>① 許可証の交付</p> <p>汚染土壌処理業の許可をした際には、許可証(省令様式第 6)を交付することとし、許可証中「許可の年月日」については、法第 22 条第 1 項又は法第 23 条第 1 項の許可をした日を記載することとし、「許可の有効期限」については、法第 22 条第 1 項の許可をした日から 5 年間とすること。また「変更の内容」には法第 23 条第 1 項の許可をした日又は許可証の書換えをした日を記載することとし、その具体的内容についても記載すること。</p> <p><u>なお、分別等処理施設に係る汚染土壌処理業の許可に係る申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設のみであり、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合する場合は、当該分別等処理施設に係る汚染土壌処理業の許可証の「汚染土壌処理施設の種別」に「再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定」と記載すること。</u></p> <p>②～③ (略)</p>	<p>第 1 汚染土壌処理業の許可</p> <p>1. 汚染土壌処理業の許可の申請の手続 (略)</p> <p>2. 汚染土壌処理業の許可の付与 (1)～(5) (略) (6) 許可証</p> <p>① 許可証の交付</p> <p>汚染土壌処理業の許可をした際には、許可証(省令様式第 6)を交付することとし、許可証中「許可の年月日」については、法第 22 条第 1 項又は法第 23 条第 1 項の許可をした日を記載することとし、「許可の有効期限」については、法第 22 条第 1 項の許可をした日から 5 年間とすること。また「変更の内容」には法第 23 条第 1 項の許可をした日又は許可証の書換えをした日を記載することとし、その具体的内容についても記載すること。</p> <p>②～③ (略)</p>
<p>第 2 汚染土壌の処理に関する基準について</p> <p>1. 総論 (略)</p> <p>2. 処理の基準 (1)～(7) (略) (8) 分別等処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならないこと(省令第 5 条第 8 号) 埋立処理施設は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある汚染土壌を受け入れることができないところ(省令第 5 条第 4 号ハ)、分別等処理施設において、かかる汚染土壌について第二溶出量基</p>	<p>第 2 汚染土壌の処理に関する基準について</p> <p>1. 総論 (略)</p> <p>2. 処理の基準 (1)～(7) (略) (8) 分別等処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならないこと(省令第 5 条第 8 号) 埋立処理施設は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある汚染土壌を受け入れることができないところ(省令第 5 条第 4 号ハ)、分別等処理施設において、かかる汚染土壌について第二溶出量基</p>

準に適合する汚染状態にある他の土壌と混合して分別又は含水率調整が行われ、第二溶出量基準に適合しない部分が、誤って埋立処理施設に搬出することができるようになることを防止するものであること。

ただし、当該分別等処理施設に係る汚染土壌処理業の許可に係る申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設のみである場合は、この限りでないこと。

(9)～(15) (略)

(16) 浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、一定の物質について許容限度を設けるとともに、大気汚染物質の量を測定すること（省令第5条第16号）

省令第2条第2項第20号に定める大気有害物質のうち第4条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる物質については、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならないこと。また、当該物質は、環境大臣が定める方法により、3月に1回以上測定しなければならないこと。ただし、汚染土壌処理業者からの任意の申請により、許容限度を超えない排出を続けていることが都道府県知事により確認されれば、1年に1回以上測定をすれば足りること。この場合において、当該確認は、汚染土壌処理業者からの任意の申請を受けることにより行われたいこと。

大気有害物質のうち 1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル及びダイオキシン類（汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）については、1年に1回以上測定しなければならないこと。これら測定については、数値的評価を行う必要はなく、施設の運転管理及び排出実態の把握の観点から汚染土壌の処理に伴って排出される量を測定すれば足りるものであること。また、環境大臣の定める大気有害物質についての測定方法については、平成22年環境省告示第25号に定められているが、当該告示に測定方法の定めがない大気有害物質については、別紙2に掲げられる方法を参考に測定されたいこと。

(17) 汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を一定の場合を除き当該汚染土壌処理施設外へ搬出しないこと（省令第5条第17号）

汚染土壌処理施設外に搬出される土壌は、法第22条第2項の申請書に記載された再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合を除き、原則として25種のすべての特定有害物質について規則第59条第3項に規定する方法（以下「掘削後調査の方法」という。）により調査し、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであ

準に適合する汚染状態にある他の土壌と混合して分別又は含水率調整が行われ、第二溶出量基準に適合しない部分が、誤って埋立処理施設に搬出することができるようになることを防止するものであること。

(9)～(15) (略)

(16) 浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、一定の物質について許容限度を設けるとともに、大気汚染物質の量を測定すること（省令第5条第16号）

省令第2条第2項第20号に定める大気有害物質のうち第4条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる物質については、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならないこと。また、当該物質は、環境大臣が定める方法により、3月に1回以上測定しなければならないこと。ただし、汚染土壌処理業者からの任意の申請により、許容限度を超えない排出を続けていることが都道府県知事により確認されれば、1年に1回以上測定をすれば足りること。この場合において、当該確認は、汚染土壌処理業者からの任意の申請を受けることにより行われたいこと。

なお、当該物質以外の大気有害物質（1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル及びダイオキシン類）については、数値的評価を行う必要はなく、施設の運転管理及び排出実態の把握の観点から汚染土壌の処理に伴って排出される量を測定すれば足りるものであること。また、環境大臣の定める大気有害物質についての測定方法については、追って告示するものであること。当該方法について定められるまでの間は、日本工業規格や環境省水・大気環境局大気環境課が策定した各種の有害大気汚染物質測定マニュアルに掲げられる方法を参考に測定されたいこと。

(17) 汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を一定の場合を除き当該汚染土壌処理施設外へ搬出しないこと（省令第5条第17号）

汚染土壌処理施設外に搬出される土壌は、法第22条第2項の申請書に記載された再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合を除き、25種のすべての特定有害物質について規則第59条第3項に規定する方法により調査し、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであることが確認されたものでなければならないこ

ることが確認されたものでなければならないこと。

ただし、PCBを除く第三種特定有害物質については、汚染土壌の搬入先である要措置区域等の土壌汚染状況調査における地歴調査に加えて、当該土地の土壌の汚染状態に変更を生じる可能性のある履歴等により把握した情報により、汚染のおそれがないと認められる場合は、当該物質についての調査は不要であること。

また、搬入された汚染土壌に係る「汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握」(同項第1号)により、当該土壌が土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌であることが確認できる場合は、900立方メートル単位で試料採取等を行うことが可能であること。

なお、試料採取等の密度が掘削後調査の方法と同等程度であり、かつ、試料採取等が適切に行われている場合は、浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌をベルトコンベアから直接採取し、土壌溶出量及び土壌含有量を測定することも可能であること。

再処理汚染土壌処理施設は、汚染土壌処理施設において処理することができない特定有害物質を処理するための施設として位置付けられるものであり、受け入れた汚染土壌について申請書に記載した処理の方法による処理を行うことなく当該汚染土壌を搬出できるものではないこと。また、再処理汚染土壌処理施設については、許可申請時の申請書の記載事項となっており、許可後に追加する場合には、法第23条第3項に規定する変更届出の対象となることに留意されたいこと。

(18)～(23) (略)

(別紙1) 汚染土壌処理業の許可証に係る許可番号について (略)

(別紙2) 大気有害物質(数値的評価を行う必要がない物質)の量の測定方法について (略)

と。

再処理汚染土壌処理施設は、汚染土壌処理施設において処理することができない特定有害物質を処理するための施設として位置付けられるものであり、受け入れた汚染土壌について申請書に記載した処理の方法による処理を行うことなく当該汚染土壌を搬出できるものではないこと。また、再処理汚染土壌処理施設については、許可申請時の申請書の記載事項となっており、許可後に追加する場合には、法第23条第3項に規定する変更届出の対象となることに留意されたいこと。

(18)～(23) (略)

(別紙) 汚染土壌処理業の許可証に係る許可番号について (略)

汚染土壌処理業の許可証に係る許可番号について

一 趣旨

法第22条第2項の規定に基づき汚染土壌処理業を行おうとする者から許可の申請がなされた場合における許可番号の付与に係る事務の円滑化及び効率化を図り、業の許可事務の全国的統一化や業の許可を受けた者の適切な管理に資することを目的とする。

二 許可番号の内容

業許可の際に許可証に付す番号（以下「許可番号」という。）の内容は、以下のとおりとする。

① 許可番号は10桁の数字で構成するものとする。

② 許可番号の構成は次のとおりとする。

・ 1～3桁目

別紙2に掲げる都道府県及び土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第8条に規定する市（以下「政令市」という。）の固有番号

・ 4～7桁目

③で示す汚染土壌処理施設の種別を示す番号

・ 8～10桁目

都道府県市において、許可業者の分類等に自由に使える番号

(許可番号の例)

都道府県・政令市番号	施設の種別	都道府県・政令市において任意に使える番号
0 0 1	1 0 0 1	1 2 3

③ 汚染土壌処理施設の種類の種類を示す番号は、次表のとおりとする。

4桁目	浄化等処理施設	該当1	非該当0
5桁目	セメント製造施設	該当1	非該当0
6桁目	埋立処理施設	該当1	非該当0
7桁目	分別等処理施設	該当1	非該当0

三 都道府県の固有番号

都道府県名	都道府県固有番号	都道府県名	都道府県固有番号	都道府県名	都道府県固有番号
北海道	001	石川県	017	岡山県	033
青森県	002	福井県	018	広島県	034
岩手県	003	山梨県	019	山口県	035
宮城県	004	長野県	020	徳島県	036
秋田県	005	岐阜県	021	香川県	037
山形県	006	静岡県	022	愛媛県	038
福島県	007	愛知県	023	高知県	039
茨城県	008	三重県	024	福岡県	040
栃木県	009	滋賀県	025	佐賀県	041
群馬県	010	京都府	026	長崎県	042
埼玉県	011	大阪府	027	熊本県	043
千葉県	012	兵庫県	028	大分県	044
東京都	013	奈良県	029	宮崎県	045
神奈川県	014	和歌山県	030	鹿児島県	046
新潟県	015	鳥取県	031	沖縄県	047
富山県	016	島根県	032		

四 政令市の固有番号

政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
札幌市	050	川崎市	086	吹田市	122
函館市	051	横須賀市	087	高槻市	123
旭川市	052	平塚市	088	枚方市	124
青森市	053	藤沢市	089	茨木市	125
八戸市	054	小田原市	090	八尾市	126
盛岡市	055	茅ヶ崎市	091	寝屋川市	127
仙台市	056	相模原市	092	東大阪市	128
秋田市	057	厚木市	093	神戸市	129
山形市	058	大和市	094	姫路市	130
福島市	059	新潟市	095	尼崎市	131
郡山市	060	長岡市	096	明石市	132
いわき市	061	上越市	097	西宮市	133
水戸市	062	富山市	098	加古川市	134
つくば市	063	金沢市	099	宝塚市	135
宇都宮市	064	福井市	100	奈良市	136
前橋市	065	甲府市	101	和歌山市	137

高崎市	066	長野市	102	鳥取市	138
伊勢崎市	067	松本市	103	岡山市	139
太田市	068	岐阜市	104	倉敷市	140
川越市	069	静岡市	105	広島市	141
川口市	070	浜松市	106	呉市	142
所沢市	071	沼津市	107	福山市	143
春日部市	072	富士市	108	下関市	144
草加市	073	名古屋市	109	徳島市	145
越谷市	074	豊橋市	110	高松市	146
さいたま市	075	岡崎市	111	松山市	147
熊谷市	076	一宮市	112	高知市	148
千葉市	077	春日井市	113	北九州市	149
市川市	078	豊田市	114	福岡市	150
船橋市	079	四日市市	115	久留米市	151
松戸市	080	大津市	116	長崎市	152
柏市	081	京都市	117	佐世保市	153
市原市	082	大阪市	118	熊本市	154
八王子市	083	堺市	119	大分市	155
町田市	084	岸和田市	120	宮崎市	156
横浜市	085	豊中市	121	鹿児島市	157

(別紙2)

大気有害物質（数値的評価を行う必要がない物質）の量の測定方法について

測定項目	採取及び測定方法	備考等
1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン	<p>「排出ガス中のテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼンの測定方法（有害大気汚染物質測定方法マニュアル 第2編 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル）」に準じて行うこと。</p> <p>採取方法は捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管のいずれかを用いることとする。</p> <p>ただし、真空瓶によりジクロロメタンの採取を行なう場合には、真空瓶中に水分や溶剤が凝縮しない試料にのみ適用すること。</p> <p>測定はベンゼンにあつては水素炎イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-FID）又はガスクロマトグラフ質量分析法（GC/MS）、その他にあつては水素炎イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-FID）、電子捕獲検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-ECD）又はガスクロマトグラフ質量分析法（GC/MS）のいずれかにより行うこととする。</p>	<p>記載の無いジクロロメタン及び1,2-ジクロロエタンの測定を行う際は、測定の妥当性の確認を行うことが望ましいこと。</p> <p>また、気中のジクロロメタンを二硫化炭素で気液抽出すると抽出効率が悪いいため、ジクロロメタンの測定においては、真空瓶内に水滴等が凝集する試料は、真空瓶採取法を適用しないこと。</p> <p>試料の保存及び運搬においては、遮光に配慮すること。</p> <p>バッグ採取に関しては、時間経過に伴いバッグ内濃度が減衰していくことを踏まえ、速やかに分析を行うこととする。</p> <p>また、他の採取方法においても出来るだけ速やかに分析することが望ましいこと。</p>
ポリ塩化ビフェニル	<p>採取方法はJIS K0311に記載のI型採取装置を基本とし、ポリ塩化ビフェニルの低塩素化物を捕集できるものとする。</p> <p>測定は、1～10塩素化の同族体ごとに定量することとし、平成4年厚生省告示第192号別表第二に示す高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いること。</p>	<p>JIS K0311及び平成4年厚生省告示第192号別表第二を参考とすること。</p> <p>ダイオキシン類の抽出液を一部用いて分析を行ってもよいこと。</p> <p>処理技術が燃焼を伴う場合は、実測値に加え酸素濃度12%に酸素濃度補正した値を報告できるようにしておくこと。</p>
ダイオキシン類	JIS K0311とすること。	処理技術が燃焼を伴う場合のみ酸素濃度12%に酸素濃度補正した値を報告すること。
水銀	JIS K0222とすること。	

備考 1 測定日時は、許可申請時に提出された測定計画書及び汚染土壌の受入れの状況を考慮して決定すること。

2 測定の実施においては、施設が定常運転であることに留意して行うこと。